

上山市消費生活センターだより

令和5年12月発行

本当に不用品だけ？ 貴金属を強引に買い取る訪問購入に注意しましょう！

不用品買取事業者から電話勧誘を受けて来訪を了承したところ、貴金属を強引に安価で買い取られてしまったというトラブルが発生しています。

【相談事例】

昨日突然、「不要な衣類や靴は無いか？何でも買い取るので明日自宅を訪問しても良いか」という電話がきたので、来訪を了承。しかし翌日、事業者は不要な衣類や靴に見向きもせず、自宅にある貴金属を見せる様求められた。仕方なく母の形見の指輪を見せると5000円で買い取ると言い、止める間もなく強引に持ち帰ってしまった。指輪を取り返すにはどうしたら良いだろうか。



消費者庁イラスト集より



訪問購入は飛び込み営業が禁止されており、事前に電話で購入する商品の説明を行ない、訪問の了承を得る事が必須となっています。来訪時に売却するつもりのない商品を見せるよう求められても、きっぱりと断りましょう。

また、契約日から8日間はクーリング・オフが可能です。クーリング・オフ期間中は事業者への品物の引き渡しを拒むことも出来る為、焦らずに対応しましょう。



訪問購入を依頼する際は...

事業者の来訪時はなるべく一人で対応せずに、家族や知人など複数人で対応すると安心です。また、売却を断っても退去しない場合等は、迷わず警察に通報しましょう。

契約内容やクーリング・オフについて不明点がある場合は、お早めに消費生活センターにご相談ください。

☑ 消費生活センターってどんなところ？

消費者と事業者との間で起きたトラブルの解決のために、助言やあっせんを行なっています。

また、消費者トラブル防止のための出前講座も実施しています。事業者とのトラブルで困った際はいつでも気軽にご相談ください。

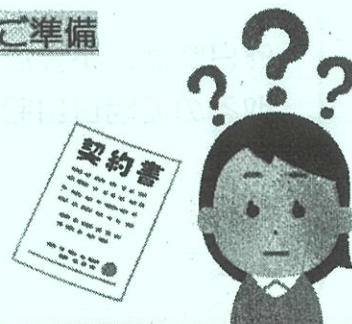


*** 原則として、ご本人からご相談ください。**

(トラブルに遭った方ご本人が、認知症や病気等で相談することが難しい場合は、介護や見守りをしている方からの相談も受け付けます)

*** ご相談の際は、契約内容が分かる資料(契約書・領収書等)をご準備頂くと、問題点の把握や助言をする際に参考になります。**

*** 消費生活センターでは受け付けられない相談もあります。**
一例を記載いたしますのでご確認ください。



お受けできない相談例

*** 事業者からの相談**…消費生活センターは消費者からの相談を受け付ける窓口です。事業者から相談があった際は、事業者向けの相談窓口をご案内しています。

*** 個人間取引の相談**…消費生活センターは消費者・事業者間で起きたトラブルについて助言を行なっています。個人間での売買契約や金銭貸借等については助言する事が出来ないのをご了承ください。

消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、

消費者ホットライン ☎188 (いやや!) または、

上山市消費生活センターへご相談ください!!



【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内

☎023-672-1111 内線 115